

議案第 29 号 二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 29 号の提案理由を説明いたします。「二宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、後期高齢者医療の事務を行うにあたり、新たな基幹システムに対応した様式とするため、必要な委任規定を条例に加えることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 29 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、基幹システムの入替えに伴い各種帳票の様式が変更となったため、規則を新たに制定するために必要な委任規定を条例に加えるものです。

それでは、資料 27 の新旧対照表をご覧ください。

本則に第 9 条を新たに加え、委任規定を定めるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。